相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱UBF　代表取締役
東　潤一

②

財産をどのように分けてほしいか

付言事項で思いを伝える

相続人にあてた最後の手紙

前回（2月22日号）で書いた田中さんの相続対策について具体的に何を行ったか、簡単に流れを表現すると次のようになります。

- 遺言の草案作成
↓
- 生前遺産分割協議
↓
- 遺留分放棄手続き

遺言の草案を作成することで、「財産をどのように分けてほしいか」というお父さんの気持ちを整理し、財産の分け方を記載します。遺言の本文と合わせて、とても重要だと考えているのが「付言事項」です。

付言事項は、遺言本文のように法的拘束力があるわけではありませんが、被相続人から相続人にあてた最後の手紙という意味合いを持ちます。本文で指定する遺産の分割方法を決定した経緯や、各人に対する思いを表現します。

最近では、生前葬を行う方もありますが、相続発生後に行う遺産分割協議を生前に行うことで相続トラブルを防止することを目的として「生前遺産分割協議」を行うことを提案しました。（法的に拘束力はありませんが、生前に行うことで、お父さんの肉声で遺産分割を調整することができますので、効果は大きいと考えられます）

遺言は、亡くなってから開封するものですが、別に内容を秘密にしておかなくてはならないというルールはありません。ですから、作成した遺言の草案をもとに長女さんと次男さんに、お父さんの遺産分割の考え方と、どのような気持ちで遺産分割を決めたのかを説明しました。その上で、家庭裁判所に遺留分放棄（民法1043条）の申請を行ってもらいました。

この時にポイントとなったのが生命保険の活用です。

田中さんのケースでは、奥様が一人になった際に困らないだけの金融資産を確保し、自分の開業した医院を引き継いでくれた長男には医院とその敷地および長男の自宅の敷地を相続させること、長女と次男には預貯金の一部を相続させることとしました。問題は、財産に占める不動産の割合が多いため長男の相続する割合が長女と次男に比べて多くなることでした。この点を整理するために生前遺産分割協議を調えておくことが必要でしたので、付言事項で自分が開業した医院に対する思いとそれを引き継いでくれた長男に対する思い、長女と次男に対する思いを書き記し、奥様に不自由無い生活を送れるだけの金融資産を残した上で、残りの金融資産を長女と次男に最大限残すために生命保険を活用して、保険証券に受取人としてそれぞれの名前を記載することで、気持ちを表現することを行いました。1800万円程度を一括で払い込むことで2000万円の保険金を長女と次男にそれぞれ残すことができることから一時払の終身保険を活用することにしました。

長男が長女と次男の遺留分を侵害するので、遺留分を請求しないということを、お父さんの生前に遺留分放棄の申請を行いました。

ポイントがいくつかあるのでまとめてみます。

○遺言の草案を作成する際に、付言事項に力点を置く

○生前遺産分割協議には法的拘束力がありませんが、円滑な相続のために行う

○遺留分を侵害するので、調整対策として生命保険を活用する

○遺留分放棄の申し立てのポイントとして生命保険金の受取人となっていることを挙げる

＊　＊　＊

■付言事項って何だろう

遺言には、法律で定められていない事項（遺言者の希望や遺産分割方法を決定した経緯など）を記載することができます。これを付言事項といいます。法的拘束力はありませんが、内容によっては親族間の融和を図るために大きな効果を発揮することが期待できます。

無用なトラブル回避

生前に遺留分を放棄する

■生前に遺留分放棄をする意味は

遺留分を侵害する遺言を残す場合、あらかじめ遺留分放棄を申請することで相続発生後の無用なトラブルを回避することを目的とします。田中さんの場合、長男は事業を継承していますから、相続トラブルで事業に専念できなくなる恐れがあります。これは、お父さんが最も望まれないことです。

家庭裁判所が遺留分放棄の許可する基準は次のような点です

- 放棄が本人の自由意思にもとづくものであること
- 放棄の理由に必要性と合理性があること（長男が父の事業を引き継いでいることから、医院の建物と敷地を相続することは必要性と合理性がある）
- 代償性があること（生命保険金の受取人として長女、次男を指定することで代償性があると考えられる）

■遺産分割と生命保険

遺産には、現・預金のように分割が容易な財産もあれば、不動産などのように分割方法が難しいものもあります。そのため、分割方法は財産の性質などによっていくつかの方法があります。

○現物分割…現物そのものを分割する（現金を均等に分ける。3人の相続人で土地を3分の1ずつ分筆するなど）

○換価分割…遺産を売却するなどして、現金に換えて分割する（ゴルフ会員権を売却して現金化して分割する。投資信託を解約して現金化し分割するなど）

○共有分割…相続人の全員または何人かで遺産を共有にする（田中さんの場合であれば、医院の土地を兄弟姉妹3人の共有という形にするなど）

○代償分割…一部の相続人がその財産を取得し、その代わり、他の相続人に対しては法定相続分（または遺留分）に応じた金銭を支払う方法（田中さんの場合は、長男が財産の大半を占める不動産を長男が相続するため、長女・次男の遺留分を侵害するので、遺留分に応じて現金を支払うなど）

今回の田中さんのケースでは、医院の建物と土地および長男のマイホームの土地を相続することで、長女と次男の相続分が大幅に減ることになり、遺留分を侵害することになりました。このようなケースでは、契約者・被保険者をお父さんとし、長男を受取人とした生命保険に加入し、相続の際にとして長男が受け取った保険金を「代償分割」の原資として、長男から長女・次男に支払うという方法も考えられますが、今回はこのような方法をとりませんでした。

代償分割で生命保険を提案されるケースもよく見受けますが、遺産分割の現場では、相続人間の人間模様が様々なので、場合によっては代償分割の事前準備で生命保険を活用することがトラブルの原因になることもあります。（別掲参照）

代償分割の資金として生命保険を活用することは有効な手段ですが、相続人間の人間模様などを考慮して提案しないと効果が半減する場合もあります。

こういったことにも配慮して、田中さんのケースでは、長女・次男を保険金受取人として終身保険に加入していただき、付言事項にその思いを託した形で遺言を作成し、生前遺産分割協議を行い、遺留分を侵害する遺言であるが全員が納得いただくようにコーディネートを行いました。生命保険の活用によって円満な相続が行えたケースでした。

生命保険という金融商品を扱ううえで、「保険金受取人を誰にするのか?」ということと、「財産をどのように分割するのか?」「財産を残す側と引き継ぐ側の気持ちはどうなのか?」ということは、セットで考える必要があります。資産の種類や構成割合、すでに行っておられる節税対策などとのバランスを考えた上で、生命保険の活用方法を検討しなければ、骨肉の争いを起こすこともあります。相続において生命保険は、両刃の剣であるという意識を持って取り扱うことが大切だと思います。

相続人間の人間模様を考慮

全員が納得できるように

トラブル事例

長男の説明が納得できない

自宅で商売を営み、長男が家業をずっと手伝っていた。後継者として自宅兼店舗や事業に必要な財産を引き継ぐには、大半の財産を長男が引き継ぐ必要があった。そこで納税資金の確保と代償分割のための資金を確保するため、契約者・被保険者を被相続人とし、長男を受取人とした生命保険に加入して事前対策を行っていたケースでは、遺言は作成していなかったので、相続開始後遺産分割を行うこととなった。ところがその席で長男が「自分が家業を継ぐので、自宅兼店舗など大半の財産を引き継ぐが、その代わりとして自分の財産から相応の現金を皆に渡すので、長男が作成した遺産分割協議書に合意してほしい」と言ったところ、弟妹の中から、父親の遺産を分割して、形見分けをするのが相続だから、長男から現金を渡されて納得しろと言われても腑に落ちないという者が出たので、遺産分割協議が難航したケースがあった。

理由は、長男の伝え方が「父親の遺産の分割なのに、長男が自分の身を削って弟妹に財産を分け与える」というようなニュアンスだったことであった。

◆ワンポイント解説◆

相続放棄と遺留分放棄

相続の放棄（民法915条）は、相続開始前に行うことはできませんが、遺留分の放棄（民法1043条）は相続の開始前でも行うことができます。

遺留分の放棄は相続そのものの放棄ではありませんので、遺留分放棄者も相続開始後は相続人となります。相続人が数人いる場合では、共同相続人の1人がした遺留分放棄は、他の相続人の遺留分に何の影響も及ぼさず、他の相続人の遺留分が増えるわけではありません。

また、遺留分の放棄の許可審判を受けた後に、遺留分放棄の申し立てをした背景に変化が生じた場合、遺留分放棄の状態を維持することが客観的に見て不合理とみなされる場合には、取り消すことができるとした審判例があります。（遺留分放棄の条件とした生命保険の受取人を変更したりすると、不合理と見なされる可能性があるということになります）